

土佐の街路市 出店について

高知市の街路市には、日曜日、火曜日、木曜日及び金曜日があります。
300年以上の歴史がある街路市は、市民の台所として長く愛され利用されています。

この街路市で皆さんの自慢の商品を、消費者の方に直接届けましょう。

市 項 目	日 曜 市	火 曜 市	木 曜 市	金 曜 市
開 市 場 所	追 手 筋	上町4～5丁目	県 庁 前	愛宕町1丁目
延 長 距 離	900m	280m	190m	120m
出 店 者 数	375	15	65	14
開 市 時 間	○日曜日 : 4月～9月 午前5時から午後5時まで 10月～3月 午前5時30分から午後4時まで ○火・木曜日 : 午前6時から午後4時まで ○金曜日 : 午前6時から午後2時まで			
開 市 期 間	○日曜日 : 1月1日・2日及び8月10日～12日を除く通年 ○火・木・金曜日 : 1月1日・2日を除く通年			

令和7年4月1日現在
(出店者数は、令和6年4月1日現在)



高知市商工振興部商業振興課
街 路 市 担 当



◎出店条件等（出店に際しては、さまざまなルールがあります。）

1 出店登録ができる登録条件

- ① 高知県内に居住している生産農家、漁業者、手作り食品製造者（※1）又は手作り工芸等製造者（※2）であること。
- ② 他に固有の店舗を有しない者（※3市長が別に定める者を除く）であること。
- ③ 街路市の品位を保ち、食品衛生法など関係法規を遵守する者であること。
- ④ 隣接出店者に迷惑な行為や不快感を与える業種でない者であること。
- ⑤ 街路市の開催日には、やむを得ない事情の場合以外は、出店できる者であること。

※1 街路市の雰囲気にあった高知らしさのあるもので、自家製農産物又は街路市で調達した食材を主原料とし、出店者自身が製造したもの。

※2 街路市の雰囲気にあった高知らしさのあるもので、製造に特殊な技能を伴う出店者自身が製造したもの。

※3 個人事業主で、かつ、有する店舗が1店舗のみ（それに準じる者を含む）の者

<グループ出店について>

毎回は出店できない、生産量が少ない、運搬手段がない等の理由で単独では出店基準に適合しない方でも、複数の出店者でグループを組織し、そのグループが出店基準に適合する場合は出店可能。

2 出店登録ができない条件について

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用する者
- ② 生鮮魚介類、生肉類、庭石、ニワトリ、小動物等のペット類の販売をする者及び揚げ油その他光熱類（※4を除く）を使用する者のほか、市長が適当でないとして認定した者

※4 暖をとる時期限定で、1台のストーブもしくは一部の電化製品（保温機等）を使用して食品を「温める」場合のみ許可。ただし、近隣の迷惑となる場合は、許可を取り消すことがあります。

3 出店者の義務

1. 陳列台及び日履等は、占用区域外に突き出さないこと。
2. 清潔を保持すること。
3. 商品の卸売をしないこと。
4. 従業員、アルバイト等のみによる出店をしないこと。
5. 市長の認めた仮設店舗又は陳列台及び日履等以外のものを道路上に設置しないこと。
6. 他の法令又は行政官庁の指示に基づき販売を規制されている物品を販売しないこと。
7. 閉市後設置したものを取り除くこと。
8. 規定の店舗表示板を常時掲示すること。
9. 出店前及び撤去時において、自己の占用許可区域及びその周辺を清掃すること。
10. 自己の占用許可区域から移動しないこと、及び当該区域以外の場所で商品を販売（移動販売を含む。）しないこと。
11. 商品を点検し、適切な管理を行うこと。
12. 他人の委託を受けて商品を販売し、又は他人に委託して商品を販売しないこと。ただし、グループ出店により、グループ内の他の出店者の商品を販売する場合は、この限りでない。
13. 住所、氏名及び電話番号を明記した名刺、包装袋等を備え、これを交付すること。
14. 出店時のテントや陳列台等は、近隣出店者と同等の規格のものを使用すること。
15. 定時出店者にあつては、特別の事情のない限り許可を受けた曜市に出店するよう努めること。
16. 臨時出店者にあつては、出店前に必ず占用許可を受けること。
17. 家屋、ビル等の建物及び駐車場の出入に支障のないよう通路を確保すること。
18. 植栽、道路若しくは下水道柵を汚損、破損、又は損傷しないこと。
19. 駐車許可区域となっている曜市周辺の街路に出店のために使用する車両を長時間駐車しないこと。
20. 定時出店者又は臨時出店者の従業員、アルバイト等のみによる出店をしないこと。
21. 街路市出店者を対象に本市が開催する研修会、講習会等を受講すること。
22. 高知市街路市占用許可要領の規定に違反しないこと。
23. その他市長又は係員の指示する事項

◎手続きについて

1 出店までの流れ

- ① 出店内容等の確認（来課・電話等）
- ② 「出店希望届」等の提出（手作り食品・手作り工芸品のみ）
- ③ 農地・加工場等の現地調査
- ④ 書類審査（手作り食品・手作り工芸品のみ）
- ⑤ 出店申請書類（下記参照）等の提出
- ⑥ 許可書等の交付
- ⑦ 出店準備（テントの用意等），出店場所周辺の出店者へあいさつ
- ⑧ 出店開始

※申請の内容によって、流れの順番が前後する場合があります。

2 出店の手続きに必要な書類等

- ① 街路市臨時出店登録申請書
- ② 委任状（警察への道路使用許可申請代行のために必要です）
- ③ 高知県収入証紙 2,200 円分（道路使用許可の申請手数料）
- ④ 世帯全員の住民票（続柄は省略しないでください）
- ⑤ 証明写真（正面向き，上半身，脱帽）4 × 3 cm 2 枚
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

◎出店にかかる費用について

< 占用料等一覧 >

令和7年4月1日現在

間 口	奥 行	面 積	臨 時	
			日曜日	火木金
			日（200+税）円 /m ²	日（130+税）円 /m ²
			1 日分（毎回払）	
1.0m	1.5m	1.5 m ²	330 円	210 円
1.5m		2.25 m ²	490 円	320 円
2.0m		3.0 m ²	660 円	420 円
2.5m		3.75 m ²	820 円	530 円
3.0m		4.5 m ²	990 円	640 円

◎よくある質問と回答

Q 規制緩和について、こういった業種の出店が可能となったのですか？

A 平成 28 年度から、これまでの出店条件である「生産農家もしくは漁業者」だけでなく、「手作り食品製造者」及び「手作り工芸品等製造者」も認めることとなりました。どちらも街路市の雰囲気にあった高知らしさのある自分自身が製造したものであり、手作り食品は自家製農産物もしくは街路市で調達した食材を主原料としたもの、手作り工芸品等は製造に特殊な技能を伴ったものが条件となります。

Q 出店者の中には火気を使用している方がいます。火気の使用はできないのでしょうか？

A 平成 28 年度から、暖をとる時期限定で、ストーブ 1 台もしくは一部の電化製品（保温機等）を使用しての「温める」ための火気の使用を認めることとなりました。電源について、ポータブルバッテリー等は使用可能ですが、発電機の使用は不可としております。基本的に道路上で多くの出店者が隣り合って賑わいを醸し出して運営している街路市において、火気の使用によって近隣に迷惑のかかる場合は、使用を中止していただくことがあります。上記以外の火気の使用は引き続き規制していますが、一部の出店者は規制前から使用していたことから、現在の規定に関わらず引き続き火気の使用を認めています。

Q 街路市で売る商品はなんでもいいのですか？

A 出店するにあたり許可された商品となります。なお、商品の販売は、法律で禁止されているものや、販売するにあたって事前に保健所等の許可や届出が必要な商品もありますので、ご注意ください。また、特に食品類は、衛生管理の徹底が必要です。街路市は、出店者一人ひとりが街路市全体の信用と歴史を大事にし、一人でも多くの消費者の方に利用していただくことが大事です。

Q 街路市の出店する場所は、自由に選べますか？

A 定時出店、臨時出店のいずれも出店場所は高知市が出店場所を指定します。詳しくは街路市担当にお尋ねください。

Q 出店する店の大きさは自由ですか？

A 店の大きさは例外を除き、間口（幅）は 2m、2.5m のいずれかで、奥行は 1.5m となります。

Q 街路市の出店者で、定時出店者と臨時出店者の区分は何ですか？

A 新規出店する場合、基本的に臨時出店者となります。臨時出店者とは、あらかじめ臨時出店登録をしたうえで、登録街路市開催日の空き小間の状況により出店場所が決められ、当日限りの許可を受けた出店者のことです。また、定時出店者とは、臨時出店者としての経験年数、出店日数の状況等の基準に適合する者から選考のうえ、定時出店の許可を受けた出店者のことです。

Q 団体や事業所が出店することはできますか？

A 基本的には個人名での出店になりますが、障害者総合支援法による障害者支援施設等、農業協同組合、漁業協同組合、県内各市町村その他公益事業を行う団体が当該公益事業の一環として出店する場合と、保育園及び学校教育法に規定する学校、各種学校等が体験学習のために出店する場合は認めています。

Q テントはどこで作り、費用はいくらくらいですか？

A 高知市近辺にテントを製作する業者がいくつかあります。詳しくは街路市担当にお尋ねください。なお、製作費用は骨組と天幕のセットで 20 万円程度です。

高知市商工振興部 商業振興課 街路市担当

〒780-8571 高知市本町 5 丁目 1 番 45 号 第二庁舎 2 階

TEL : 088-823-9375 FAX : 088-823-4024

E-Mail : kc-151703@city.kochi.lg.jp

（ただし、土曜日・祝日は公休日です）